

第 1 3 8 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 26 年 3 月 28 日（金）
午前 10 時 40 分～11 時 40 分
場 所：京都府中小企業会館

開 会

●事務局（小山課長） 本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、現地調査にご参加いただきました方には、今日は暖かいお天気になによりでございましたけれども、お忙しい中ありがとうございました。ただ今から、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。

本日の委員の方々のご出席状況でございますが、現在8名の委員にご出席いただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それではお手許の資料を確認させていただきます。各委員のお手許には、本日の審議会次第、ライフ西大路花屋町店の立面図、資料1「(仮称)ライフ西大路花屋町店に係る届出者提出資料」、資料2「(仮称)ライフ西大路花屋町店答申案」、資料3から7はひとまとめにさせていただきますが、資料3「イズミヤ高野店に係る届出者報告」、資料4「京都朝日会館の届出概要」、資料5「藤の森ローズセンターの市意見通知」、資料6「(仮称)バロー下鳥羽店の市意見通知」、資料7「立地法に係る計画一覧」、以上を資料として席上に置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。また、事前に送付しております、(仮称)ライフ西大路花屋町店の計画説明書を本日お持ちでない方につきましては、事務局のほうへお申し出いただければお渡しいたします

それでは、早速でございますが審議会を始めたいと思いますので、市川会長、よろしく願いいたします。

議 題

1 平成25年9月届出案件

「(仮称)ライフ西大路花屋町店に係る答申案検討」

●市川会長 それでは、これより第138回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。まず、議題1の「平成25年9月届出案件(仮称)ライフ西大路花屋町店」の答申案検討についてですが、前回、審議会が要求した資料について届出者から説明を行います。担当の方に入っておりますので、事務局お願いいたします。

—— (担当者入室) ——

●事務局 それでは、前回の審議会でご要求いたしました資料ですが、お手許に資料1と右上に書いてある資料と、カラー刷りでA3を折込んだ立面図、この資料が届出者からの提出資料になりますので、こちらにつきまして届出者の方から説明をしていただきます。それでは、自己

紹介をしていただいたあとにご説明いただきますようお願いいたします。

●ライフ（宮垣） 本日は、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日、西大路花屋町店、仮称ではございますが、こちらの計画についてご説明させていただきます。私、株式会社ライフコーポレーションの宮垣と申します。よろしくお願いいたします。

●ライフ（仲谷） 同じく仲谷と申します。よろしくお願いいたします。

●ライフ（中嶋） 大規模小売店舗立地法の手続きを担当いたしました、エスパシオコンサルタントの中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、前回、2月28日の審議会の際にご指摘いただきました点が3点ほどございました。まず1点は、周辺の小中学校、七条小学校と七条中学校の通学路、それから児童公園、児童館の利用状況も確認するよという点がまず1点ございました。もう1点は、ガードマンの配置の件です。これについてもご指摘をいただきまして、資料をお付けしております。それから最後に、立面図ということで、カラー版の立面図をお配りさせていただいております。

では、順番にご説明をさせていただきたいと思います。まず一つ目、通学路の関係でございます。今回の計画地は七条第三小学校が隣接しておりまして、こちらの通学路に花屋町通側がなっているということで、これは前回ご報告させていただきました。それとは別に近くの校区ということで、七条中学校と七条小学校の通学路をそれぞれ教頭先生のほうにお話を伺っております。資料の1枚目にそれぞれ中学校、小学校、それから児童館の館長さんにお話を伺ったメモを付けております。

メモの詳細は割愛させていただきますけれど、まず七条中学校につきましては、通学路として特定をしているわけではないと教頭先生はおっしゃっていたのですが、3箇所、西大路通を渡る箇所がございます。これは信号、横断歩道がついている箇所です。図面でいうと緑色の線で示しておりますが、こちらを通過してこの3箇所を渡るように指導をしているということで、なかに入ってから花屋町通とか七条通とかを通過して中学校の東側から入るように生徒に指導をしているということでございました。校区が比較的狭いということで、自転車で通学する生徒さんは基本的にはいらっしゃらなくて、皆さん徒歩で学校に通っていると伺っております。時間帯としては、朝は8時25分までに学校に入るように指導しているということで、だいたい8時前後にお店の前を通過しているのではないかとおっしゃっていました。それが七条中学校の通学路になっております。

七条小学校につきましては、完全に校区が分かれているということで、七条通と西大路通で完全に分断されているということでした。ですので、七条通よりも南側、かつ西大路通よりも東側が校区になっているということで、児童さんは七条通、西大路通など交通量が多い道路へ出ないように、そのなかの間の細い道、生活道路を通過するように指導をされているという

こととお話を伺っております。ですので通学路は直接的には関係してきませんので記載しておりません。教頭先生からは、工事車両、来退店車両についても、恐らくかなり離れているので入ってこないだろうということでお話をいただいております。

それから七条第三小学校の東側に児童館、児童公園がございます。本日、現場を確認いただきました。こちらについても利用状況を確認してまいりました。七条第三児童館を使っているお子さんは、基本的には七条第三小学校のお子さんたちが多いというお話でございました。児童館は月曜日から土曜日まで開いております、日曜日は完全に閉まっています。利用者については、学童クラブ、これは小学校の低学年ぐらいの児童、それから乳幼児クラブ、この二つがあります。

学童クラブについては、学校が終わった午後1時30分から午後2時30分頃に小学校から直接児童館に来ている。平日は利用者が80人程度おまして、そのうちの8割～9割は午後5時に集団で帰っていく。残りの1割～2割については6時30分頃に保護者の方が迎えにきて一緒に帰っているということでした。土曜日の利用状況はだいたい40人程度ということで、土曜日と同じく午後6時30分までには全員帰っていますということで確認をしております。それから今は春休みですけれども、長期休暇の際には午前8時から午後6時30分まで児童館は開いているので、誰でも来ることができるということでした。

これとは別に赤ちゃんなどの集まりの乳幼児クラブについては、午前10時～10時30分の間に一日に30組ぐらいいらっしゃるそうです。それも毎日土曜日までということであるというということでした。

学童クラブに入っていない子が、一旦自宅に帰ってから児童館に遊びにくる子も多少いるということで、この子たちについては午後5時には帰っているということとお話を伺っております。

児童館のイベントとして年に数回、餅つき大会とかクリスマス会などを行っているということで、そのときにはもう少し多くの利用者がいますよということとお話を伺っています。それから年に2～3回ですが土曜日か日曜日かどちらかで、児童館の主催で遠足に行くということで、それが多きときは180名ぐらい行くそうです。この遠足に行くときにバスを何台か出すのですが、そのバスが西大路通に停まるので、今回のお店の前を集団で歩くようになるので、年に2～3回ですけれども、そこは注意してほしいというお話をいただきました。

お店へのご要望ということでは、店舗駐車場付近、出入口付近では児童の通行に十分注意してほしいという点と、年に数回イベントがあるということですので、その際には事前にお店のほうに連絡を入れていただいて、何かしら対応をお願いできればということでご要望として承っております。以上が通学路の関係の報告でございます。

二つ目ですが、ガードマン、交通整理員の配置に関する項目でございます。1階の図面と地下の図面の2枚がついているかと思います。赤い丸で配置場所をお示しております。これは現時点の計画ということで、まだオープンまで時間がございますので、詳細は今後、所轄警察さ

んと詰めていくこととなりますけれども、現時点での予定ということでお聞きいただければと思います。

まずオープン時ですが、オープンセール期間としておりますけれども、最初の10日間から2週間程度のオープンセール期間については、図に示しております赤い丸の地点に交通整理員を配置しまして、1階については全部で8箇所ございます。地下の図面を見ていただきますと、スロープを降りたところに1人と、駐車場のいちばん奥のところに1人ということで、10名態勢ということで検討をさせていただいている次第でございます。

配置時間につきましては、開店から、開店時間はまだ最終的には未定でございますけれども、開店から午後6時頃までは児童さんの通学状況等を見ながら適宜対応したいということで予定をさせていただいております。

オープン2週間が経って、いわゆる通常時といわれるときの対応といたしましては、ガードマンの配置箇所は特に明示をしておりませんが、まずはお店の前、特にお店の駐車場出入口での安全確保をするという観点からお店のほうで判断をさせていただきまして、適切な位置に適切な人数を配置させていただきたいと考えております。

時間帯につきましては、届出上は午前7時からとしておりますけれども、最終的にこの開店時刻が何時になるかということにもよりますが、実際に確認をいたしました児童、中学校の生徒さんが通っているのは午前8時前後にお店の前を集団で通っているということですので、開店時刻がこれよりも後ろにずれるということであれば、基本的には配置を予定しておりません。ただし、商品の搬出入がこの時間帯に重なる場合については、従業員等によりまして誘導を行いたいと考えております。下校時間帯につきましては、これも安全確保の観点から判断をさせていただくことになるとは思いますが、現時点では時間を指定しておりませんが、利用状況、通学状況等を見ながら適切に配置をさせていただきたいということで考えております。以上がガードマンの配置に関する項目でございます。

3点目につきましては確認のみとさせていただきますけれども、色味といたしますか色彩ですね。別添のA3の資料をご覧ください。現時点の予定でございますけれども、予定しております建物の色味ということで4面お付けをしております。以上でご説明とさせていただきます。

●市川会長 どうもご説明ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

●恩地委員 ご説明ありがとうございました。通学路の把握とか、あるいは児童公園の利用状況も調べていただいたり、教頭先生とお話をさせていただいたりして、その状況把握をしていただいております。今後とも十分に小学校とかと連携しながら店舗の運営をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

今日の現地視察で、春休み期間中ということもあって昼間から子どもたちが自転車に乗った

り歩いたりして店舗周辺のところをいろいろと通行されていたりしているので、やはり店舗が開店すると来退店車両とかと交錯することがいろいろあると思いますので、十分注意して運営にあたっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。というお願ひです。

●ライフ ありがとうございます。

●市川会長 ほかにございませぬか。それでは質問もございませぬので、ご退席をお願ひいたします。

●ライフ ありがとうございます。

—— (担当者退室) ——

●市川会長 それでは、続いて答申案について事務局から説明をお願ひします。

●事務局 それでは、答申案について説明させていただきます。先ほどライフさんから説明がありました資料1が綴じてある後ろに資料2がございますので、資料2をご覧いただけますでしょうか。ページ数がふっていないので申し訳ないのですけれども。

前回の審議会でのご議論、また今回の提出資料、そういったものを踏まえまして、事務局のほうで答申案を作成いたしました。「答申案」の「答申理由」のところから読み上げますので、資料2を1ページめくっていただきまして、「答申理由」をご覧いただけますでしょうか。4「審議会の見解」のところから読み上げさせていただきます。

「指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来退店客の経路設定について。駐車場の設置(収容台数)については、指針の算式に基づいて算出した台数である62台と同数を確保する計画となっており、法の趣旨からは適正である。

なお、駐車場出入口の前の道路が近隣の小学校及び中学校の通学路であるため、安全について配慮が必要であるが、届出者からは開店後10日間から2週間は最大10箇所程度交通整理員を配置するとともに、その後も状況を見て必要な箇所・時間帯には交通整理員を配置して安全を確保する旨が提示されており、特に通学時間帯の状況や繁忙時の状況に注意して交通整理員を配置し、安全確保に努めることが望まれる。

また、来店車両の左折入退場を徹底させることが望まれる。

(2) 駐輪場について。駐輪場の設置(収容台数)については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

(3) 荷さばき施設について。荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等につい

て配慮されているが、搬入車両の出入口が来客用駐車場出入口と同じであることから安全に配慮して荷さばき車両の入出庫を行うことが求められる。

また、荷さばき時間帯に通学時間が重なるため、通学時間帯の荷さばきについて交通誘導員を配置することが望まれる。

また、早朝の荷さばきについては、荷さばき時間前に搬入車両が公道上で待機することがないよう指導するとともに、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

(4) 騒音について。計画地及びその周辺は商業地域及び準工業地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。夜間における騒音の最大値については、走行車両音が、敷地境界及び店舗に近接する事業所において規制基準値を上回る箇所があるが、店舗に近接する住居付近においては基準値を下回っていると同時に、届出者は、周辺住民と協議していること、また、問題が生じた際には対応することを表明している。

そのため、届出者においては、夜間の車両走行音対策として、計画説明書に記載している徐行の注意喚起を徹底させるとともに、問題が起こった際には速やかに実態把握と対策検討を行い、誠実に対応することが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて。廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されており、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、保管容量については、指針により算出した保管容量とほぼ変わらない容量の計画であり、届出者からは、他店舗の実績から指針の予測容量で保管可能と考える旨の説明があったが、当該店舗が食料品及び日用品を主として販売する店舗であることから、廃棄物が保管容量を超えることがないよう適切に管理することが望まれる。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について。防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

以上により、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される」ということで、周辺の生活環境に与える影響は少ないと判断されると記載しています。

これを踏まえまして、1枚お戻りいただきまして市の意見を読み上げさせていただきます。2「法第8条第4項の規定による市の意見について。当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します。

なお、届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望めます。

- ・通学時間帯の状況や繁忙時の状況に注意して交通整理員を配置し、安全確保に努めること。
- ・来店車両の左折入退場を徹底させること。

・荷さばきについて、搬入車両の出入口が来客用駐車場出入口と同じであることから安全に配慮して荷さばき車両の入出庫を行うことが求められるとともに、荷さばき時間帯に通学時間が重なるため、通学時間帯の荷さばきについて交通誘導員を配置すること。

・早朝の荷さばきについては、荷さばき時間前に搬入車両が公道上で待機することがないよう指導するとともに、静穏に作業するよう徹底すること。

・夜間の車両走行音対策として、計画説明書に記載している徐行の注意喚起を徹底させるとともに、問題が起こった際には速やかに実態把握と対策検討を行い、誠実に対応すること。

・廃棄物等保管施設について、廃棄物が保管容量を超えることがないよう適切に管理すること」。

以上になりました、市の意見としては意見なしで、付帯意見として、特に通学時間帯や繁忙時に交通整理員の配置があること、来店車両に対する入退場について、荷さばきについて安全に配慮して入出庫するということと、荷さばき時間帯と通学時間が重なるため交通誘導員の配置、早朝の荷さばきについて公道上で待機することがないよう指導するということ、夜間の車両走行音対策、夜間の最大値を超えるということを踏まえまして、徐行の注意喚起を徹底させるとともに、問題が起こった場合には対応すること、廃棄物の保管施設容量が指針ぎりぎりぐらいなので、それを踏まえて適切に管理していくこと。こういった事項につきまして付帯意見を付したいと思っております。

答申案につきましては以上でございます。

●市川会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

——（特に意見なし）——

●市川会長 答申案に対する異論が特にないようですので、この案件につきましては本日で結審したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 どうもありがとうございます。それでは、本日出されましたこの答申案を、市長に答申するというようにさせていただきます。

2 報告事項

●市川会長 次に、議題2の報告事項ですが、まず、「イズミヤ高野店に係る報告」について、

事務局から説明をお願いいたします。

●事務局 それでは、イズミヤ高野店につきまして報告が出ていますので、その説明をさせていただきます。表紙に「審議会資料」となっていて、資料1から7まで書いてある分厚いほうの資料があると思いますが、そちらの3ページをご覧くださいでしょうか。

イズミヤ高野店は営業時間の延長ということで昨年に答申をいただいたのですが、そのときに付帯意見として、営業時間変更後の路上駐車対策を付しております。その際に、イズミヤ高野店はもともと駐車場がなかったのですが、カナート洛北の駐車場を使えるようにしていたので、それを踏まえまして、来客にきっちり案内しますという説明が審議会でありましたので、その状況について報告するよう付帯意見を付しておりました。このたび報告が提出されましたので、説明させていただきます。

3ページの「イズミヤ高野店の路上駐車状況など」を読み上げさせていただきます。1「閉店時刻延刻（21:30閉店）後の不法駐車状況について。平成25年9月2日より、1F食品売場の閉店時刻を21:30まで延刻いたしました。延刻実施日から平成26年2月末日までの21時以降の不法駐車について調査を行っており、大半の日で不法駐車はありませんでした。なお、17時から21時までの状況について、平成26年2月25日（火）及び3月2日（日）に実施しましたところ、各時間帯で数台の不法駐車がありました。定期的に店内放送で不法駐車に対して、カナート洛北の駐車場へ誘導案内を行っており、引き続き不法駐車対策を行ってまいります。なお、お客様や近隣からの苦情はございません」。2「カナート洛北の駐車場の利用状況について。高野店来店者のカナート洛北駐車場利用状況を、平成26年2月21日（金）～23日（日）の3日間調査したところ、総理用台数（約2,300台～3,700台/日）のうち、約5%の利用状況でした」ということで報告がまいっております。

また、早朝の荷さばきについて説明会で苦情がございましたので、それに対して対応しましたということを審議会のなかでいってまいりましたので、それについても報告がまいっております。これが3番になります。「早朝時の荷さばきの音に対する近隣からの苦情について。早朝時の荷さばきにつきましては、審議会に提出いたしました対策（バックヤードの南側にあるシャッターを閉めて荷さばきを行う）を継続しております。その結果、現在のところ、荷さばき音に関する近隣からの苦情は一切ございません」ということで報告がまいっております。

不法駐車については、特に延刻後の状況については不法駐車が基本的にはなかったのですが、ほかの時間帯では数台の不法駐車があるという状況ですので、引き続き、車での来店者の方にはカナート洛北の駐車場へ誘導していくということで報告がまいっております。以上でございます。

●市川会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆様方から何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

●恩地委員 パチンコ店が営業しはじめるというような見通しがあったので、そうするとパチンコ店を利用する車の路上駐車とイズミヤ高野店の路上駐車が区別がつかなくなって、責任もお互いに曖昧になって、結果的に地域の住民さんに迷惑をかけるということが特に心配されたので、ちょっと大変なお願いではあったかと思うのですが、そういうことがあったので調べてほしいとお願いしたのですけれど、今のところパチンコ店というのはどうなっているのかね。

●事務局 正直に申しあげますと、事務局のほうでもそのへんの状況はつかめていないのですが、ちょっとストップしているというふうに聞いています。その後というのは、正直に申しあげますと、こちらではわかっておりません。

●板倉委員 非常に微妙な発言ですが、一応、建築確認申請はおりにないということです。パチンコ店が行政不服審査を京都市にされていますが、一応、計画は頓挫したというので、住民は皆喜んでますけれども、まだわからないですね。最終結論ではないので。一応、確認申請はおりにないということです。

イズミヤ高野店に関していいますと、私はそこに住んでいる人間ですから、シャッターを下ろしてもらっているのは、朝早いときに見るとちゃんと履行されています。不法駐車というのはずっとですね。横にコジマとか、ほかにも量販店がいっぱいありますので、どれがだれのというのはたぶんわからないと思います。また、お年寄りの方なんかは、おじいちゃんが車で待っていて、おばあちゃんがパッと買いにいつている間は、近いのでカーナートまで入れにいかないのです。イズミヤのところにはずらっと並んで待っておられて、ガードマンの人とよくトラブルしていますけれど、あれはしょうがないという感じです。住民が耐えられる範囲の不法駐車なので我慢している。シャッターを下ろしてもらっているのはみな評判がいいです。

●恩地委員 ということで、パチンコ店がもしまた営業しはじめることがあった場合には注意深く見てほしいということをお伝えいただければと思います。

●市川会長 では続いて、次の報告事項について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは次のページ、5ページの資料4をご覧くださいませでしょうか。前回の審議会でも少しお話させていただきましたが、京都朝日会館の届出につきまして、審議会では諮問せずに市のほうでということでお話させていただいておりますが、改めてその状況についてご説明させていただきます。

まず、朝日会館の届出の概要ですが、場所につきましては河原町三条上がったところの東側

にあります店舗でございます。3、4階はジュンク堂という本屋さんが入っていきまして、1階はコンビニエンスストアという店舗でございます。今回の届出事項ですが、営業時間の延長ということで届出が出ています。変更前につきましては、基本的にはジュンク堂が主の店舗ですけど、10時から20時だったのが9時から21時までの延長ということです。こちらにつきましては、ほかにも小さなテナントが入っているので営業時間自体はまちまちだったのですが、届出ではそれを統一させて9時から21時となっております。1階はコンビニですが、コンビニはずっとこれまでもやっていますので、それは変わりません。

あと、駐輪場がもともと0台だったのですが、今回の届出の関係で付置義務がかかってくるということがわかりまして、付置義務は67台分かかってきますので、それを設けるということで届出が出ております。この67台につきましては、昔からある店舗ですので場所がないということで屋上に確保するということが計画が出ております。届出は10月31日です。

意見書等の状況でございますが、住民意見につきまして、法に基づく意見は3月20日まで意見書を受け付けていたのですが提出はございませんでした。次に、説明会を1回開催していきまして、説明会での質問の状況ですけど、近隣のマンションの管理をされている管理会社の方だと思うのですが、その方から、近隣のマンションに自転車がとめられたり、姉小路通に路上駐輪を見かけるのですが、それは駐輪場を使うことによって改善されるのでしょうかというご質問がございました。店舗側としては、姉小路通沿いに置く場合にそれが自店なのかどうか声を掛けづらい部分があると思うのですが、屋上のほうに案内はさせていただきますという回答がありました。あと、工事があるのですかというご質問がありまして、駐輪場を屋上に設置するのにも線を引いたりするぐらいですので、そんな大きな工事はございませんということで、説明会での質問・意見については以上の状況でございます。

こちらにつきましては夜の9時までの営業時間の延長ということでございますし、駐輪場の設置も付置義務台数を満たすための設置ということでございますので、こちらは審議会には諮問せずに、市のほうで法に基づく意見の有無について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

●市川会長 ありがとうございます。ということで、この案件につきましては審議会には諮問しないで、市のほうで検討するということが、これにつきまして、皆様から何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

●板倉委員 自転車はどうやって上げるのですか。

●事務局 自転車はエレベータで上げるという計画になっておりますが、ただ、エレベータは来客の人が勝手に上げるということはできなくて、これは建物の中の警備上の問題だと思うのですが、警備員の方に預けて警備員の方が上げるということで運用は考えております。

●板倉委員 今あるエレベータを使うのですか。それとも専用のエレベータを使うのですか。

●事務局 専用のエレベータではなくて、バックヤード、警備員室のそばに内部のスタッフさん用のエレベータがありますので、そちらのほうでやるということで考えています。河原町通に面してすぐのところ一般のお客さん用のエレベータがあるのですが、そちらは使用しないという計画です。

●板倉委員 それはちゃんと掲示しておかないとわからないですよ。自転車で来た人が駐車場に行くようにしっかりと掲示するように。

●事務局 それはきっちりするように。かしこまりました。

●堀部委員 今の自転車の問題ですが、駐輪場は今は場所がないですから屋上で付置義務を果たすというシナリオでずっとなっていますけれど、これが非常に現実と乖離があるのところがいますか。こここのところはどういう具合にこれから考えていかれるのか。ただ、**法を犯さない**だけでいいのかというところは、これから確認していかないといけない問題ではないかと思いません。

●事務局 実際この建物のところは、おっしゃるとおり、前面は河原町通に面していてピロティのようになっていまして1階部分は広いのは広いので、実際に見に行きますと、そこに置いてあるケースが多いです。指導の段階ではそこを駐輪場にできないかという話をしていたのですが、建築確認上の前面空地に当たるので、そこは空けないといけないということだったので。そこはだいぶうちのほうも話はしたのですが、そうなるともう場所がないので、それで今回、既存の店舗ですので屋上しかないという状態になっています。

●堀部委員 新築の建物においても駐輪場は屋上というふうに、この前の京都BALにしてもそういうことで、四条河原町の角のコトクロスもそういうことで、一応この解決はできるでしょうけれど、現実にはそれからずいぶん離れていますよ。あとの指導とか何かが必要ではないかということがいいかかったのです。

●事務局（小山課長） 堀部委員のおっしゃるとおりでございまして、どんどんこの街中にも屋上に駐輪場を設けるビルが増えてきている現状がございまして。半年ぐらい前に大阪でも同じような状況が起こって、マスコミのニュースでも取りあげられました。おっしゃるように、つくっても実態としては、なかなかそこへとめようというふうにご利用の方が思わ

れづらい状況があるかと思えます。

京都市としましては、今までは自転車政策課という課がございましたが、この4月からそこが自転車対策室という、もう少し大規模な組織に変わります。体制も充実するなかで自転車に関するさまざまな問題、歩道における歩く方と自転車が上手に共存できるような安全対策しかり、それから違法駐輪は駅のターミナルを中心にいろいろな場所で起こってしまっていて、通行者の方、特に障害がある方にとって通行の妨げになっているという状況がございます。片や、自転車は排除するののかということ、京都市のような街中においては自転車というのは非常に有効な交通手段であるという認識ももっていますので、総合的に対策をいろいろ考えていく部署が4月から立ち上がるという予定でございます。

そのなかでこの問題も、当然われわれも一緒になってでございますけれども、本当にこれでいいのかと。大店立地法でいうと、確かにこれでいいということになるのですが、堀部委員がおっしゃるように、現実としてみんな屋上にもっていつているかということ、実態としてはそうでない部分もございますので、そのへんは総合的に考えさせていただきまして、またそういったいろいろな経過をこの場でもご報告させていただいて、ここの審議にもそういったことを加味していただくような方向でもっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●市川会長 それでは、次の報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局 それでは資料5及び資料6をご覧くださいませでしょうか。こちらにつきましては、平成26年2月28日に答申をいただきました、藤の森ローズセンターにつきましては平成26年3月17日に市の意見を通知いたしました。また、バロー下鳥羽店につきましては平成26年3月20日に市の意見を通知いたしております。市の意見は「なし」として、付帯意見を付しております。通知文がこちらになりますので、ご参考にご覧いただけますようお願いいたします。

また、藤の森ローズセンターにつきましては、3月19日にマックスバリュート藤森店ということで開店いたしました。オープン直後の22日、この前の土曜日の午後5時すぎから6時頃まで状況を見にいつております。6時前に西側の駐車場が満車に近い状況になっておりました。ただ、敷地内の駐車場通路が長いので、道路に駐車待ち車両が滞留するといった状況にはなっておりませんでした。駐車場の整理員につきましても、駐車場の出入口、師団街道の前のところや、ちょっと坂を上がって入っていったところにも配置して、歩行者、自転車、車両の安全に配慮しておりました。

バロー下鳥羽店につきましては、今年の6月下旬もしくは7月上旬ぐらいに開店予定と聞いております。

次に、資料7をご覧くださいませでしょうか。19ページにつきましては、「立地法に係る計画一覧」ということで、手続き中の届出案件と今後の審議予定を記載いたしております。次の

21 ページは実際の審議会のスケジュールを記載いたしております。

受理（予定）ですが、2月末に、前回お話ししましたコープ二条駅の駐車場の収容台数の減少等について受理をいたしております。3月の受理予定ですが、アバンティのなかにコンビニが出店する予定をしております、24時間ではなくて夜の11時までの営業ですが、その関係で営業時間の変更等の届出を受理予定でございます。また、グルメシティ上桂店につきましては、営業時間を午前9時からの開店を午前7時の開店に変更ということで受理を予定しております。事務局からの報告は以上でございます。

●市川会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの報告について、何かご質問等がございますでしょうか。

——（特に質問なし）——

3 その他

●市川会長 ないようですので、次の議題に移ります。議題3「その他」です。何かございましたらご発言願います。

——（特に発言なし）——

●市川会長 それでは、これで本日の審議会を終了したいと思います、その前に事務局から事務連絡等があれば発言願います。

●事務局（小山課長） 本日は、現地調査に引き続き、ご審議いただきましてありがとうございます。連絡させていただきます。ライフ西大路花屋町店の案件が本日で結審いたしましたので、来月、4月の審議会にご審議いただく案件が特にごございません。ということで、4月審議会につきましては休会とさせていただきたいと思っております。したがって、次は5月になります。5月の審議会につきましては、改めて日程調整をさせていただき、ご連絡申し上げますのでよろしくお願いいたします。当日の議題は、（仮称）万代五条西小路店、もう1件は（仮称）京阪神四条河原町ビル計画の届出者説明と現地調査でございます。ご出席よろしくお願ひ申し上げます。

●市川会長 繰り返しますが、4月の審議会は休会となります。5月の審議会は、（仮称）万代五条西小路店、（仮称）京阪神四条河原町ビル計画の届出者説明と現地調査になります。日程につきましては、改めて事務局から調整をいたします。

次回の審議会において特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

また、次回審議会への出席機関につきましても、指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。これもいつもどおりでよろしゅうございますでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 それでは、次回審議会は公開として、指針の項目と関係の深い機関に出席を求めていただきたいと思います。

閉 会

●市川会長 それでは、これで第 138 回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。